

## 7 「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討

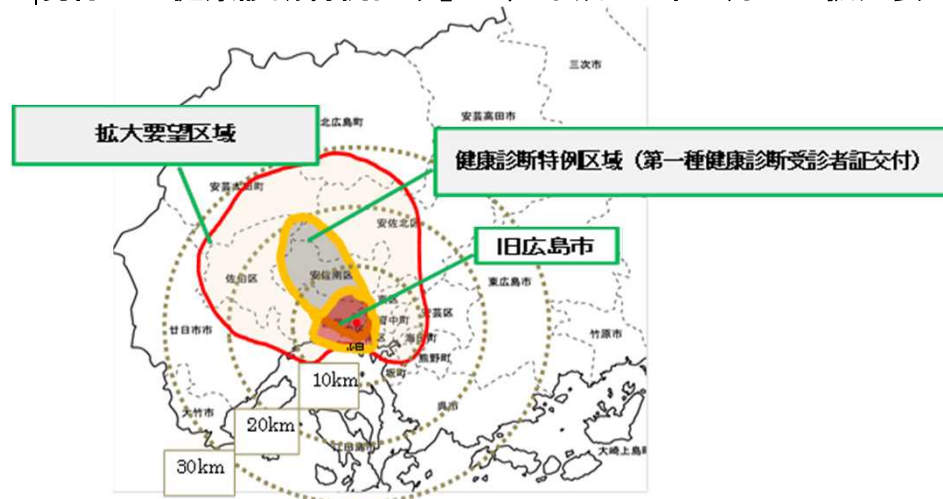
### (1) 「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討

#### 国への提案事項

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件に伴う、「黒い雨地域の拡大も視野に入れた再検討」が適切かつスピード感を持って行われるよう、

- 「黒い雨」体験者の高齢化が進んでいることを踏まえ、令和2年度内には方向性を示すこと。
- 被爆者援護法の対象となる「黒い雨地域」の拡大が実現した場合は、令和3年度においても必要な財政措置を講じること。

参考 現行の「健康診断特例区域」と、平成22年7月の「拡大要望区域」



#### 《第一種健康診断受診者証》

○左記の健康診断特例区域内に在った者は、被爆者健康手帳所持者と同様に無料で健康診断を受診することができる。



○特定の疾病にかかっている場合は、被爆者健康手帳が交付され、健康管理手当が支給される。

【提案先省庁：厚生労働省】

## 7 「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討 (1) 「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討

### 現状

- 1 「黒い雨地域」の拡大要望
  - 平成20年～22年に広島県・広島市が原爆体験者等健康意識調査を実施。
  - この調査結果をもとに、平成22年7月及び平成24年7月に広島県及び関係市町が国へ「黒い雨地域」の拡大を要望。
  - 平成24年7月18日、国の検討会の報告書で「広島原爆由来の放射線被ばくがあったとは考えられない」とされ、「黒い雨地域」の拡大には至っていない。
- 2 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件
  - 「黒い雨地域」外の「黒い雨」体験者が被爆者健康手帳の交付等を求めた訴訟で、広島県・広島市が敗訴した。(令和2年7月29日・広島地裁判決)
  - 国は、「『黒い雨地域』の拡大も視野に入れた再検討」を行う方針を示し、広島県・広島市は広島高裁へ控訴した。(令和2年8月12日)

### 課題

- 「黒い雨地域（援護対象地域）」の拡大も視野に入れた再検討について、その方法やスケジュールが示されていない。
- 「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に「黒い雨地域」の拡大を実現する必要がある。

<参考> 広島県内の被爆者平均年齢及び被爆者数の推移

